

## 吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 12 月 3 日

エン株式会社  
back check 株式会社

2025年12月3日

## 吸收分割に係る事後開示書面

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン株式会社  
代表取締役会長兼社長 越智 通勝

東京都新宿区西新宿三丁目6番4号  
back check 株式会社  
代表取締役 須藤 芳紀

エン株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びback check 株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年10月1日付で吸收分割契約書（その後の変更を含み、以下「本吸收分割契約」といいます。）を締結し、2025年12月2日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、分割会社のASHIATO事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸收分割が効力を生じた日

2025年12月2日

#### 2. 分割会社における次に掲げる事項

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸收分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2ただし書の規定により、分割会社の株主は、本吸收分割につき差止請求を行うことができません。

##### (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

###### ① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

本吸收分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、分割会社の株主は、会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行うことができません。

###### ② 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

③ 債権者異議手続（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 10 月 31 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、同法第 789 条第 1 項第 2 号の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定により、承継会社に対し、本吸收分割をやめることを請求した承継会社の株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

承継会社の株主は分割会社のみであり、分割会社は承継会社の特別支配会社に該当することから、承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従って、承継会社の株主（分割会社）に対する通知は行っておりません。

② 債権者異議手続（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2025 年 10 月 31 日付で官報公告及び知れている債権者に対する各別の催告を行いましたが、同法第 799 条第 1 項第 2 号の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 本吸收分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸收分割の効力発生日である 2025 年 12 月 2 日をもって、本吸收分割契約に基づき、分割会社から ASHIATO 事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。本吸收分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 54 百万円（概算値）、負債の額は 40 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本吸收分割の効力発生日である 2025 年 12 月 2 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸收分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上